

第四部

第一回 参議院司法委員會會議錄第十号

付託事件

- 國家賠償法案(内閣送付)
- 刑法の一部を改正する法律案(内閣送付)
- 岐阜地方裁判所多治見支部を設置することに關する請願(第十一号)
- 帝國地方裁判所設置に關する陳情(第四十九号)
- 刑事訴訟法を改正する等に関する陳情(第六十号)
- 民法の一部を改正する法律案(内閣送付)
- 連合國占領軍、その將兵又は連合國占領軍に附屬し、若しくは附屬する者の財産の收受及び所持の禁止に關する法律案(内閣提出)
- 昭和二十一年勅令第三百一十一号(昭和二十一年勅令第五百四十一号ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件)に基づく連合國占領軍の占領目的に有害な行為に対する処罰等に關する勅令の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 罹災都市借地借家臨時處理法の一部を改正する法律案(衆議院送付)
- 皇族の身分を離れた者及び皇族となつた者の戸籍に關する法律案(内閣送付)
- 昭和二十二年八月七日(木曜日)午前十時三十五分開会
- 委員(伊藤修) これより開会いたします。刑法の一部を改正する法律案(内閣提出) 昭和二十二年八月七日(木曜日)午前十時三十五分開会

案に対する質疑を継続いたします。それでは第二編第一章皇族ニ對スル罪、第七十三條から七十六條までの質疑をお願いいたします。

○小川友三郎 七十三條から七十六條までの、これは、日本國憲法第十四條によりまして、「すべて國民は、法の下に平等であつて、人種、信條、性別、社會的身分又は門地により、政治的、經濟的又は社會的關係において、差別されない」との條項によりまして、當然削除すべきものであると思ひます。

○松井道夫 ちよつとお尋ねいたしたものでありますが、七十三條の「天皇、皇太后、皇太后、皇后、皇太子又は皇太子妃ニ對シ危害ヲ加ヘ又ハ加ヘントシタル者ハ死刑ニ處ス」とありましてこの「危害ヲ加ヘ」ということの中には最も多い話でございますが、殺害いたすということも入つておるかと存じますが、その点は私まだ調べてございせん。當局に教えて頂かなければなりません。仮に殺害申したという場合も入つておるとすれば、刑は新しい改正案によればどういふ刑を科することになるのか、殺人の刑で行くということに若し解釈すべきものであるならばこれは殺人の罪で、百九十九條の「人ヲ殺シタル者ハ死刑又ハ無期若クハ三年以上ノ懲役ニ處ス」、これに當ることになるのじやないかと存じます。ところが、二百條を見てみますと、「自己又ハ配偶者ノ直系尊屬ヲ殺シタル者ハ死刑又ハ無期懲役ニ處ス」、これは改正案は別に削除になつておるような様

子もないようであります。これとの釣合ひ上いかがあるものであるか、片つ方は三年まで下すことができる。ところが、親戚はお祖父さんに対しては死刑に処する。何だか我々の觀念では頗る奇異な感じがいたすのですが、その點御見解を伺いたいと思ひます。

○政府委員(國樂義孝) 「皇室ニ對スル罪」の第七十三條の中の「危害ヲ加ヘ」とこの中にはお説の通り殺害の点までも含んでおるものと解してございす。従ひまして、第七十三條を削除することによりまして、仮に天皇等に對する殺害の事實が発生いたしました場合は、一般の殺人罪の規定によりまして百九十九條によつて處断することになり、只今御指摘になりましたように、この第二百條の規定におきましては、「自己又ハ配偶者ノ直系尊屬ヲ殺シタル者ハ死刑又ハ無期懲役ニ處ス」、かような規定がありまして、直系尊屬殺害の場合に比して、百九十九條のみを適用するにおいては、刑の上において均衡を欠くではないかと、御尤もな御意見だと存するのであります。が、「皇室ニ對スル罪」を削除いたしましたのは、前に御説明申し上げました通り、新憲法の精神に照らしまして、天皇の個人の面におきまして、個人平等の思想に基くその考えからいたしまして、削除いたしましたのでございす。

いわけのこの尊屬に對する罪は、特定の個人を對象にして、特にこれを重く保護しようというのではないのであります。まして、我が國におけるところの長上敬愛の國民感情を基礎としたしまして、一般的に尊屬に對する殺害の罪を重くすると、こゝういふ趣旨であると考へております。従ひまして、この憲法に明らかにされております個人平等の思想に、この規定は反するものではない、かように考えまして、特にこの規定を存置した次第でございす。

○國樂義孝 「皇室ニ對スル罪」を廃するといふことは、これは止むを得ないことでありまして、憲法上當然であると考えらるべきであります。只今七十三條に「危害ヲ加ヘ又ハ加ヘントシタル者ハ死刑ニ處ス」と、非常に重い刑罰に現行法はなつておるのであります。これは無論殺人も入るのであります。が、傷害罪もこれに入ると私は考へておるのであります。その場合において、傷害罪は十年以下の懲役となつてゐる。これは非常に輕過ぎやしないか。人命の保護といふことを、人体の保護といふことから考へて、これは重くしてもよいのじやないか。特に天皇に對しては、國民の感情からいつて……平等でなければならんけれども、併しそういう場合においては、法定刑を重くしてもよいのじやないか。一般の法律によるのでありますから、刑法によるのでありますから、そういうことを考慮いたしまして、傷害についてもつと重い刑罰に処するような、そういうことをお考えになつたらどうでしようか。

○政府委員(國樂義孝) 傷害の罪に關しまして、憲法の趣旨から申しまして暴力否定の観点から、暴行罪、脅迫罪等の刑を加重いたしました。が、この「皇室ニ對スル罪」の七十三條の危害を加へる中には、御説の通りやはり傷害も含んでおるのであります。従ひまして、天皇に對しまする傷害の罪が発生いたしました場合は、二百四條によつて處断することに相成ります。この七十三條の規定は、死刑一本を以て處断しておりますが、二百四條になりますると、十年以下という刑で、その間に非常に重いを生ずるのであります。御説の通り、十年では、かような場合に啖ひ切れないではないかという感じがいたすのであります。が、この「國交ニ關スル罪」の九十條によりまして、「帝國ニ對シ暴行又ハ脅迫ヲ加ヘタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス」といふことがございまして、この暴行といふのは傷害を含むといふふうに學說上解釈されておりました。これが先ず一應十年の刑になつておりますから、この際は改めて二百四條の刑を重くするまでもないと思ひまして、そのまゝの刑にいたしておる次第であります。

○松井道夫 先程の問題についてであります。が、どうも二百條が死刑と無期に限つてゐる、それが新しい改正の今の第一章の罪の削除の問題に關聯いたしまして、どうも重過ぎるんじやないかという気がいたすのであります。成る程日本從來の一つの道徳的風氣でございする親子關係、その親を殺害

する、どんな悪性の親であつても殺傷することは許されない。しかし、それは美風でありませうけれども、余にも封建的美風ではないかという氣もするのであります。それが度が過ぎた場合のことを言つてゐる次第であります。封建的美風といふものが多分にあるのではないと思ひます。民法におきましても、未成年者に対する親権といふものゝみにいたしまして、成年者に対する親権といふものを新し

い民法の改正案ではなくいたしたのでございませう。そういうことを考へて参りますと、この刑法全般に、直系尊属に対する罪につきまして加重した規定がほつゝあるものであります。この際全般的に検討を加える時期に達してゐるのではないかと、特にこの二百條は皇室との関係、今の第一章の罪の関係、余りにも均衡がとれないのではないかと感ぜがする。その二百條について再検討を加えて見るといふお考えはないかということをお尋ねしたい。

○政府委員(國樂義孝) 「皇室ニ對スル罪」を削除いたしました。二百條の規定を存置いたしまして、その法定刑の關係におきまして甚だ不均衡のものがあるように考えられるのであります。併しながら仮に陛下に對しまする殺害の事實が発生いたしました場合には、その運用におきましては、十分百九十九條によつて適當な刑が賄へるといふふうに一應考へたのであります。二百條の法定刑の死刑又は無期が、今日の民法の改正に伴ひまして、重過ぎやしないかといふお考えに對しましては、多少その嫌いもないではないかといふふうにお考えられますけれども、ま

だこれを直ちに變更するといふふうな考へは持つておりませんでございませう。○國樂義孝 七十四條の不敬罪の廢止も考へるのであります。これと關聯いたしまして、あつた方に、名譽毀損のところに、侮辱罪といふのが廢止になつております。その廢止の理由として、政府當局は十二條に適合しないものはよろしいではないか、言論の尊重の立場において認めたいといふやないか、放任しておいてもいいやないかといふ御意見のようでありませうが、私は民主主義の立場から見ても、侮辱罪は罰すべきものであると考へておるのであります。私が申すまでもなく、民主主義は各人の人格を尊重するといふことでありまして、無論言論の自由は許さなければいけません。人の迷惑にならないのであります。その中で自由がないのであります。十二條に適合しなくとも、日本國の象徴であるところの天皇に對して侮辱の言をする、それが罰せられないことになると、無論不敬も名譽毀損も侮辱に入るのであります。が、名譽毀損の場合には罰せられるが侮辱の場合には罰せられない、外國の使臣に對しても廢止されることになつてゐる。國交の調整といふことは非常に大切な問題と私は考へるのであります。昨日侮辱罪を廢止することは疑問であつて、國會の考慮を願ふと、こ

止するといふことについて、絕對支持するのであるかどうか、いま一度お伺いしたいと思ひます。

○政府委員(國樂義孝) 侮辱罪は具體的な事實を示しませう。單に侮辱の意思を表示したといふ場合でありまして、こゝの場合には被害者の感情を傷つけることはありませうが、被害者の名譽、即ち社会的に承認されておるものの價值、又は地位、これを低下させる虞れは比較的少いと思はれるのであります。いわば禮儀を失したような行為のやや程度の高いものに過ぎないのではないかと、これに對しまして刑罰を科するのは一應適當ではない、こ

う趣旨で、現に英米の名譽毀損罪は、かような行為までは包含してゐないといふような点を参照いたしまして、一應この廢止案を立てた次第でございませう。併しながら、我が國の事情並びに御指摘になりました皇室に對しまする罪及び外國の元首並びに外交使節等に對しまする罪を削除いたしました關係上、國交の維持その他に關しまして、或いは侮辱罪を削除するのは行過ぎである、こゝういふような意見も十分に考へられると思ひます。政府は今申上げました理由によりまして、これを廢止する、削除することにいたしました。尚この点につきまして、必ずしも削除しなければならぬといふことを固執する意思はございませぬ。

○委員(伊藤修善) 第一章に對する御質疑はありませぬですか。
○松村眞一郎君 今の天皇、太皇太后、皇太后、皇后、皇太子又は皇太孫に對する關係は、大體御説明があつたわけでありませうが、七十四條の第二項の「神宮又は皇陵ニ對シ」といふ關係は

後の二十四章でやるといふわけでありませう。不敬罪といふものがこの第一章と二十四章にあるわけでありませう。神宮又は皇陵に對する關係は二十四章によると、こゝういふ意味であらうと思ひますが、それで大體よろしいといふお考えなのであります。これは二十四章に關係がありますから、二十四章の所で御質問いたしたいと思ひますが、これは改正の中に入つておりませうが、後でこの所に参りましたとき

に又一緒にしたい、こゝういふ關係でありますか。
○委員(伊藤修善) 關聯事項でありますから、こゝで二十四章の分も御質問つた方がいゝと思ひます。

○松村眞一郎君 私はこの二十四章について、前に司法大臣に御質問いたした際の司法大臣の御答弁が憲法の解釈に觸れて來ると思ひます。これは非常に重大な問題でありまして、憲法の第二十條の解釋が今日まだはつきりしてゐない、立法の當時においても、十分に論議を盡さなかつたのであらうかと思ひますが、大臣の御説明によりますと、この禮拜所といふやうなもの、特に或る宗教に對して保護するのでなくて、全体の宗教に對して保護してゐるのだから、政治と宗教との分離といふこと、特に宗教を國法で保護したりすることはしないといふ規定は觸れない、特殊の宗教を保護することはいいないのであつて、全般の宗教なれば保護してもよろしいといふやうな解釋をされたのであります。こ

れが第二十條の解釋であります。こゝういふやうな解釋を前提として刑法の改正の際には御論議になつたのであり

ますが、憲法で、こゝういふことを決めて、二十四章はそのままよろしいといふことにされたのであります。その点をお伺ひいたします。

○政府委員(國樂義孝) 只今の御質問の七十四條の二項の「神宮又は皇陵ニ對シ不敬ノ行爲アリタル者亦同シ」との條項を削除いたしました結果は、第二十四章の第八十八條によつて処断することに相成ると存するのであります。神宮は刑法の百八十八條の神祠に皇陵は墓所といふものに該當するものと思ひます。但し不敬の点になりませうと、百八十八條の場合におきましては公然性を必要とするのであります。公然性を欠く場合には、処罰の外に置かれることに相成るかと存するのであります。更に只今憲法の第二十條との關係から御質問がございましたが、前回大臣から御説明申上げました通りと信するのであります。この第二十四章の一應所及に墳墓ニ關スル罪、これは特定の宗教を保護するといふ趣旨ではないのでございまして、國民の宗教感情、これを保護するといふことがこの二十四章の法益になつておると、こゝうに考へております。特に憲法違反、憲法の條章に觸れるといふふうには考へておりませぬ。

○松村眞一郎君 條章に觸れないといふ御議論は、第二十條の解釋がやはり決まるわけでありませう。それは大臣と同じ解釋をしておられるだと思ひます。宗教といふものは法律が保護してもよろしいという思想になるわけでありませう。それは私は根本問題として考へなければならぬといふ立場であります。この憲法の趣旨は、宗教は宗教で行こ

う、法律で國家は宗教といふものに全

一般的にいふと、特權を與へないといふ趣旨でございませう。たゞ政府委員にありませう。以上申し上げませう。

いふに考へられますけれども、ま
「神宮又ハ皇陵ニ對シ」といふ關係は
改正の際には御議論になつたのであり
う、法律で國家は宗教といふものに全

般的にいふ／＼の特權を與えないといふのが憲法の趣旨だと思ひます。政治と宗教といふものは全く別物である。非常に明確な觀念からきておる立法と考えます。それでそれから宗教教育をやつたりすることはしない。宗教に參加することはしないといふことは、特定の宗教に參加してはいけない、全部の宗教に參加することはよろしい、という思想でないことは明瞭であります。宗教に關するものは全部希望しない。そういうことは止めるという趣旨であるといふことは法律によつて保護されておることになる。宗教の禮拜と道徳上の禮拜とが違ふ、道徳上の禮拜については明かでない、宗教の禮拜には保護があるといふことは、政府委員が云はれた通り、やはり宗教といふものは國家で保護する必要があるという思想になりますから、結局國で宗教を保護するといふことが憲法上認められたことであるといふことに立脚することになる、それは私は間違つておはしないかと思ふ。全然宗教は宗教として保護しない。一般的の秩序を害するやうな行為があつたならば、或いは禮拜所であれば、他人の集會の行為といふやうなものを妨害すれば、それで行つてよろしい。宗教なるが故に、禮拜所なるが故にといふために、不敬罪が成立するといふことは憲法は考へていないのじやないかといふように思ひますから、やはり憲法の解釈から出發するのであります。この規定を置くことは、憲法の趣旨に反するといふ思想であるのでありまして、刑法の改正の際に、憲法にまで触れて検討されたのであるかどうかといふことを伺うのでありまして、ただ政府委員の御答弁、大臣の御答弁を求めておるのではないのであります。刑法の改正を論議されたときに、憲法の二十條を考へてから立法をされたのであるかといふことを伺ひたいのであります。

○政府委員(國會議員) 二十四章の規定は、先程申し上げましたように、國民の宗教感情といふものは、一つの國民といひまして善良な風俗であり道徳である、こういうものは、宗教といふことを切離しましても、保護していいのではないか、こういうふうな考へておりましたので、勿論刑法の改正法案を考へますときには、憲法との關係を考へたわけでございまして、二十條とは別に輕重するところはないと、かように考へたわけであります。

○松林眞一(記者) もう解釈の相違でありますから、私はただそれはいけないといふことを申し上げておきます。憲法はもう宗教は離す、國法の保護はしない宗教は宗教として立つて行くべきものであるといふふうに私は考へております。今政府委員の仰せられたことは、憲法と關係のない昔からの議論であると思ひます。私、宗教といふものを國家として保護した方がよかるうといふことは、何に立脚されておる議論か存じませんけれども、二十條を見たならばそういう考へがあつちやならない、宗教は宗教であり、法律は法律である、これは他のことを申しますと例えはキリスト教の聖書でいへば、カザールのことはカイザーに任せる、神のことは神にさせると書いてあります。佛教の方でも同じだと思ひます。徹底して行けば……、そういうことを私は申しておるのであります。これは解釈の相違でありましてこれ以上申し上げません。

○關田雄一(記者) 只今の問題であります。私はこの二十四章の百八十八條の規定を存置することが、憲法違反になるかどうかといふことについては、議論に亘りますので、申し上げませんが、ただ百八十八條には「公然不敬ノ行為アリタル者」、こういうことになつております。皇族に對する不敬罪は全部廢止されたのであります。若しこの規定を存置するとしても、不敬といふ文字について、當局がこれを取つた方がいい、別な文字を使つた方がいい、こういうことについて論議されたでしょうか、又このまま當然とこれを認めることにしたのでしようか、その点を伺ひたいと思ひます。

○政府委員(國會議員) この点も立案の當時には考慮したのでございまして、第七十四條の「不敬」という中にはいゆる神祠、皇族に對しますところの尊嚴を冒瀆する行為それが公然と行われなくとも、七十四條の規定に該當する。併しながも百八十八條に相成りますと、やはり神祠、佛堂、墓所、禮拜所、これに對しまして公然これらの場所を冒瀆するやうな行為といふふうに考へまして、「不敬」の言葉を此處で削除いたしました。百八十八條には、やはりそういう事態を現わしますに、從來の「不敬」といふ言葉の方が、これまで通り分りいいのじやないかといふやうなことで、そのまま存置いたしましたのでございまして。

○關田雄一(記者) 先程皇族殺のお話が出ましたから、ちよつと伺つて置きたいのであります。尊屬殺に對する加重刑といふものに對しては、この立案に際して御考慮になりましたのであります。かどうでしようか。

○政府委員(國會議員) この点は十分考慮いたしましたつもりでございまして。○關田雄一(記者) そういたしますと、その條文は存置せられまして、それとは違ふかも知れませんが、「皇室ニ對スル罪」を全部削除するといふことになりまして、尊屬に對する加重刑は認められ、皇室に對する加重刑といふものは全然削除になる。而も新しい憲法におきましては、やはり一般國民とは違つて、「日本國の象徴である」といふ言葉が使われておるのであります。尤もこの象徴といふ言葉が、これは憲法上もいかなる意味を持つつかといふことになりまして、これははつきり決まつたものもないかのように考へられるのであります。とにかく普通の國民とは違ふものではないかと考へられるのであります。親が……これは封建的といふやうなことを先程松井委員が言われまして、その言葉の意味はともかくとしたしまして、少くとも日本の國民感情において尊重せらるべきものであるならば、日本の國民の信念の中における天皇、又新しい憲法においても「象徴」といふ特別な文字が使われて居ります至尊に對して、特別の考慮が拂われても一向差支ないのではないか、かように私は考へるのであります。それに關しまして「象徴」といふ字句に對して、どういふやうなお考へを持つておられますか、この刑法改正を讀まして司法當局が、いかに考へておられますか、お示しを願ひたいと思ひます。

○政府委員(國會議員) 只今の御質問誠に御尤もなことと存するのであります。天皇が新憲法の下におきましても

國家の象徴であり、國民統合の象徴であらせられることはお説の通りでありまして、而も新憲法上、天皇の行われらるゝところの國事につきましても内閣の助言と承認とを得られまして、そして天皇には相當の國事をとられることに相成つておるのであります。この点から見ますと、確かに天皇の御地位は一般國民とは違ふのではないかと、こういう点も考へられるのでございまして。併しながもこの「皇室ニ對スル罪」の七十三條、七十四條は、旧憲法の下におきましては、一つの國家の基本組織と申しますか、國家的利益の保護のためでございまして、この内容は、天皇の御個人の身体、名譽に對しますところの危害を主としていたしておるのでございまして、陛下も又個人たる御資格を持つておられるのでありまして、今日の憲法の下におきましては、個人平等の憲法の規定に照しまして、この規定を削除するのが適當だと、かように考へたのであります。

ただ國家の象徴であらせられ、又國民統合の象徴であらせられる、これは國民の感情の上に、國民が陛下に對します敬愛の感情に基きまして、刑法においてかような規定、「皇室ニ對スル罪」を削除いたしましたも儼として存在する事實であらう、かように考へたのであります。従ひまして陛下が新憲法上の國家の象徴であらせられ、國民統合の象徴であらせられるといふやうな特殊な御地位につきましては、決して第一章の「皇室ニ對スル罪」を削除することによつてこれを否定するものではないのでございまして、ただ法律上特別の規定を廢して一般の規定によることとしたといふことに過ぎないので

第四部 司法委員會會議錄第十号 昭和二十二年八月七日 (參照)

でございます。ただ併しながら國民感情から申しますと、甚だ國民の陛下に對する敬愛の感情を刺戟することが多いのではないかと、或れもあり得ます。この点につきましては十分な検討を加へまして、当初におきましては尙この規定を存置いたしまして、やはり國民の統合であらせられる陛下の御地位を、特殊に刑法上も認めて行こうという考えも持つておつたのであります。この新憲法下におきまして、國民的に民主化するというような事情があらたしまして、この規定を削除いたしました。一般の規定によらしめることの方がよろしいのではないかと、かような考えに至りましたので、削除することにいたしました。

○松村眞一郎君 私も只今の御説明では十分満足はいたさないのでございませう。それは從來の刑法は「皇室ニ對スル罪」ということで規定しておるのであります。私共の今ここに疑問にいたしておるのは、皇室という思想じやないのであります。國の象徴というものに對する或る刑罰觀念を考えたかどうかということが要点なんです。それはいろいろな關係、我々は刑法の全般について眺めなければなりません。例へばこの九十二條には「外國ニ對シ侮辱ヲ加フル目的ヲ以テ其國ノ國旗其他ノ國章ヲ損壞、除去又ハ汚穢シタル者ハ二年以下ノ懲役」という工合に体刑がございませう。こんなようなものを考えた場合に、日本國民の象徴であるというものに對して、或る侮辱を加えた場合には、何らかの考慮があつて然るべきじやないかというようなことを私は考えるのでございまして、ただ皇室という

問題じやない、今度新しく國の象徴というところがここに憲法として認められた場合において、新しい觀念に對する國の秩序という考え方を刑法で考慮すべきものじやないかというものが私の要点なのであります。そうして今度お書きになつております「名譽ニ對スル罪」の二百三十二條の規定で告訴をいたしました場合に「天皇、皇后、太皇太后、皇太后又ハ皇親ナルトキハ内閣總理大臣」云々とあつて、天皇、皇后、皇太后といふものを一つに見て考えておられますが、皇室といふことの考慮が考えられる外に、象徴といふことを考えたならば、天皇といふ御地位と皇太后、太皇太后といふ御地位とは一律に考へべきものではないかと考えます。これによりまして、旧條依然たる考えであります。やはり皇室といふ考えで眺めておられる、それであるから一律に皇親であるが、皇太后であるが、内閣總理大臣がこれに當つていふことになつておつて、その象徴に對する侮辱と申しますか、そんなようなことに對しての特別の考慮をしていないといふことを考えるのですが、そんなようなことは刑法改正の論議の際、象徴といふことを目標にした何らかの御考案があつたかどうかといふことを伺いたないのであります。

○政府委員(國庫廳長) お答えいたします。只今天皇は國家の象徴であり、統合の象徴である、この象徴といふ点につきまして何らかの考慮が拂われたかという御質問であります。勿論改正にあたりましては、その点も十分検討いたしましたのでございましてこの天皇に對する名譽毀損罪につきまして改正法案におきまして、天皇、皇后、

太皇太后、皇太后又は皇親につきましては、内閣總理大臣が代つて行ふといふようにいたしましたのも、実は象徴といふことを考慮に入れた結果でございまして、天皇は國民の象徴であらせられますし、皇后はその配偶の方でいられませう、太皇太后、皇太后はいずれも曾て天皇の配偶であらせられた方でありませう。皇親は今後象徴たるべき天皇の御地位に就かせられる方でございますので、この象徴といふ点につきましては、相當の考慮をいたしましたのでございませう。併しながら先程來申上げましたように、象徴といふ点を以てしまして、天皇の御個人の一面もありませうので、象徴の点につきましては、國民の敬愛する感情に委ねまして刑法において特別の規定を設けなくともよろしいのではないかと、かように考えまして、天皇御個人の面のみにつきまして一般的規定によらしむる、この趣旨から皇室に對する罪を削除いたしました次第でございませう。

○松村眞一郎君 條文が外にあるので此處で論ずるのは適當ではないかと存じます。關於いたしておりますからお許し願ひます。先程申上げました九十二條ですが、これはこのままでよろしいといふことで進んでいるわけですね。國旗といふようなもの、或いは國章、これは外國については非常に強い觀念を以て尊敬してゐるのですが、そのういふようなことは、國內關係についてはどういふういふようにお考えになつておりますか。

○政府委員(國庫廳長) 第四章の「國交ニ關スル罪」は、我が國の國交關係の安全を維持するといふ趣旨の規定であらうと考えますので、第九十二條におきまして、「外國ニ對シ侮辱ヲ加フル目的ヲ以テ其國ノ國旗其他ノ國章ヲ損壞」云々という規定を存置いたしましたのは、かような場合におきましては、國際間の紛争を起し易い、外國がその國の權威の象徴として掲げました國旗に對する、この規定によりまして、その損壞とか除去とか或いは汚穢といふような行為がありませうといふと、我が國と外國との間の國交關係に對する危険な状態に陥らしむる虞れがある、そういう行為をこの刑法におきましては処罰する、こゝういふ趣旨であらうと考えますので、九十二條はこのままで存置してよろしい、かように考えた次第でございませう。

○松井道夫君 只今松村さんの御質問によつて問題になりましたことに關聯するのであります。當局の御説明によつて、當初は七十三條乃至七十六條についてその全部を削除するといふ考えではなかつたといふ趣旨のことを言われたのであります。然らばどういふ形にしてこの案を残すつもりであつたのかといふことをお尋ねしたいのであります。要するにこの案に刑を變更するといふ、例へば七十三條によれば死刑だけではどうかと思ふから刑を變更するといふような趣旨なのか、或いは象徴といふことを考へて、例へば七十三條では天皇だけといふ趣旨で残すお考えであつたのか、その辺のところをお聞きしたいのであります。

○松井道夫君 それと關聯いたしましたもう一遍……。結局これを削除なすつた趣旨は、天皇の象徴という面はこれは刑法上の問題にしないで、御一身天皇の個人の面をまゝこの刑法上の問題にして、その意味で削除したのである。さういふ趣旨に承つてよろしいのですか。

○政府委員(國庫廳長) さういふ趣旨でございます。

○委員(伊藤修善) 第一章について他に御質疑ございませうですか。では第三章「外患ニ關スル罪」につきまして、八十一條乃至八十九條までについて御質疑をお願いいたします。

○委員(伊藤修善) 九十條と九十一條における大統領若しくは外國の使臣に對する特別の規定を削除したのであります。九十二條は存置してゐるのであります。私は侮辱を加ふる目的を以て國旗、國章を損壞するよりも、大統領に對して侮辱を加へ、或いは外國使臣に對して暴行とか侮辱を加へるといふ方がより以上國交上問題が重大と考へておるのであります。若し九十條、九十一條を廢止するならば、九十二條も廢止いたしまして、一般の器物損壞の規定に一任したいのじやないか、こゝういふようにも考へるのであります。特に九十二條を存置し、他を廢止するといふことについて、その理由を伺ひます。

○委員(伊藤修善) 只今第三章「外患ニ關スル罪」の分について質問いたしております。

○關武雄君 そうですか。ではこの次に……。

○小川友三君 八十八條から八十六條

るのでございましてただ皇室という

改正法案におきまして、天皇、皇后、

定であろうと考えますので、第九十二

いか、かような考えでおつた次第であ

○小川友三君 八十八條から八十六條

までにつきましてお伺いいたします。

「外患ニ關スル罪」が削除されておる

点が多いのですが、特にこの八十一條

につきましてお伺いいたします。旧法

では「外國ニ通謀シテ帝國ニ對シテ敵

ヲ開カシメ又ハ敵國ニ與シテ帝國ニ抗

敵シタル者ハ死刑ニ處ス」と、これであ

りますが、これは八十一條の方は「戰

端」でなく「武力ヲ行使スルニ至ラシ

メタル者ハ死刑ニ處ス」というのであ

りますが、武力の範圍についてお伺い

いたしますが、「外國ニ通謀シテ日本

國ニ對シテ武力ヲ行使スル」範圍が、短

刀を振廻しただけでも武力に入るとい

うような解釈でしょうか。又戦争まで

は行かないが、デモを行つて、そのと

きに竹槍を持つて大きなデモをやると

か、中型のデモをやつた、小型のデモ

というの、これは我が國の方に武力

を存してございまして、兵備を持つてお

りまして、そして外國との戦に至ら

しめるという虞れがありますので、八

十一條におきましては單に「武力ヲ行

使スル」というふうに変更したのでござ

います。そしてこの「武力」と申し

ますのは、固より外國の軍隊による我

國の領土への侵入、我が領土の空襲

というふうな、一つの外國から日本國

に對してされる武力の行使でありまし

て、單に外國人が匕首を振つて、日本

國民に對して危害を加えるという

ようなものは、この觀念には包含しな

いのであります。従いましていわゆる

軍隊の兵器等を武力行使と申すのでご

ざいます。尙單なる外國人の集團が、

日本國民たる個人に對して武力を

行使する場合には、本條に該當しない

ものと考へるのであります。或る他

國がその國として、日本國に對しまし

て兵器を以て武力を行使する手段に出

た場合を八十一條で規定してゐるわけ

であります。

○委員長(伊藤修善) 小川委員は「武

力」の意義を問うておるのであります、

意義を明確にして頂きたい。

○政府委員(國澤嘉吉) 「武力」と申

しますのは、軍事行動に必要な實際

の軍隊で使用するところの武器、従い

まして銃器、火炮、或いは一切軍隊の

機動に必要とするところの兵器、彈藥

貨車、電車、そういうものを「武力」

と考へております。

○大野第一君 私質問は、或いはこ

れは一般質問の場合にすべきであつた

るに至らぬ場合と、武力の行使せ

られるときに、日本國に對して武力の

行使せられる場合を規定してゐるので

あります。これは憲法第九條の戦争放

棄との關係において新しく必要にな

つたのだらうと思つております。こ

こで考へなければならぬことは、憲

法第九條によつて、陸海空軍その他の

武力は、日本はその保持を放棄して、

國の交戦権はこれを認めないことにな

つたのであります。そして特に憲法

第九十九條においては「天皇又は攝政

及び國務大臣、國會議員、裁判官その

他の公務員は、この憲法を尊重し擁護

する義務を負ふ」と、こういうことに相

成つてゐるのであります。そこで、永

久に日本は戦争には介入しないとい

いゆる大原則を立てたのであります

が、第三國の戦争において

他の一國に日本が加担する、又日本が

加担するのでなく、日本國民が個人

として加担する場合でも、これを何と

かして禁止しなければならぬと思つ

てゐますが、こういう点について

この刑法草案、この章に關聯してお

考へなかつたでしょうか、ということ

をお聞きしたいと思つております。

○政府委員(國澤嘉吉) その点につ

きまして、一應は考慮はいたしたので

ございまして、第四章の「國交ニ關ス

ル罪」の第九十三條に、「外國ニ對シ

テ私戰ヲ爲ス目的ヲ以テ其準備又ハ

陰謀ヲ爲シタル者ハ三月以上五年以下

ノ禁錮ニ處ス但百官タル者ハ其刑ヲ

免除ス」と、こういう規定がございま

して、いわゆる私戰に對する準備、陰

謀の処罰ということがございまして、

只今の御質問は私戰に類するのではな

いかと存するのでございまして。この私

戰の問題に關しましては、日本が戦争

を放棄すると否とに拘わらず、いろい

ろ從來より刑法上の問題になつたので

ございまして。前同にも確か御説明申上

げたと存じますが、旧刑法にもその

規定がございまして、刑法の修正案に

ございまして、現行刑法には私戰の実

行方法につきまして懲罰規定を欠い

てゐるのでございまして。これは実はそ

の点につきまして學者の間でもいろい

ろなことを申してございまして、實際

という場合には、觀念上私戰といふこ

とが考へられるけれども、余り実益が

ないのだというふうな見解もございま

ります。又實際の問題として起つて参

ります場合が、これまで殆どなかつた

というふうな点から、現行刑法に規定

されなかつたものと考へてゐるのでご

ざいます。多少、今の御質問の場合と

私戰の場合とは違ふかも知れられる

のでありますけれども、大体同じよう

な趣旨と考へまして、そこで刑法の

規定をおく必要はなからうと考へて、

この際に入れたなかつた次第でござ

います。

○小川友三君 八十二條の「日本國ニ

對シテ外國ヨリ武力ヲ行使アリタルトキ

之ニ與シテ其軍務ニ服シ其他之ニ軍事

上ノ利益ヲ與ヘタル者ハ死刑又ハ無期

若クハ二年以上ノ懲役ニ處ス」とい

う項であります。一軍事上ノ利益ヲ與

ヘタル者ハ」というところでありま

す。今我が國は占領せられておるの

であります。この占領せられておるの

きに當りまして、何万人かの青壯年が

雇われまして、占領軍の進駐に勞役し

ておられます。そして、占領軍に軍事

上の利益を與える行為を派山やつてお

るのではないかと思つております。こ

れは勿論、八十二條には触れないのだ

らうとは思つておりますが、「其他之

ニ軍事上ノ利益ヲ與ヘル」という工合

に曖昧な文章を使つておられますと、

今の勞役に服した者は、後日になりま

して、連合軍に軍事上の利益を與える

行為であるから、君たちは死刑に処す

る、或いは二年以上の懲役になるとい

うことが十年、十五年後になりまし

てこの法律を振廻されて、何万人かが

役になつてしまつたといふようなこ

とがないうちに、これをばつくりとし

て頂きたいと思つて、政府委員の御

答弁をお願いしたいと思つてゐます。

○政府委員(國澤嘉吉) その他の軍事

上の利益を與えるといふことは、例え

ば糧秣を供給したり、輸送手段を提

供したり、その他の軍事行動に有利な

行動を利する有形無形の手段を言うの

であります。只今御質問のように、現

在我が國民が進駐軍のためにいろ／＼

の勞務に服し、いろ／＼な利益の供與

をいたしておりますことは、この八十

二條の法文にそのまま該當することが

あるけれども、この連合軍の進駐は、

我が國のボツダム宣言を受諾したま

したそれに伴う效果として發生したも

のであります。固よりそれらの行為

は違法でないものであります。今後とも

八十二條によつてそれが処断されると

いうことはあり得ないと思つてござ

います。

○小川友三君 八十三條から八十六條

までにつきまして削除せられておりま

す。これは大きな欠陥であると思

ひますので指摘したいと思つており

ます。八十三條から八十五條が、旧法

におきましては「敵國ヲ利スル爲メ要

す」という工合にございまして、

「外患ニ關スル罪」が削除されてお

る点が多いのですが、特にこの八十一條

につきましてお伺いいたします。旧法

では「外國ニ通謀シテ帝國ニ對シテ敵

ヲ開カシメ又ハ敵國ニ與シテ帝國ニ抗

敵シタル者ハ死刑ニ處ス」と、これであ

りますが、これは八十一條の方は「戰

端」でなく「武力ヲ行使スルニ至ラシ

メタル者ハ死刑ニ處ス」というのであ

電、陣營、艦船、兵器、彈藥、汽車、電報、無線、電線其他軍用ニ供スル場所又ハ物ヲ損毀シ若クハ使用スルコト能ハサルニ至ラシメタル者ハ死刑又ハ無期懲役ニ處ス」という項目であり、現行法にはこれを削除せられてゐるのでありますが、これは大きな誤りであると思ひます。それは日本は現在連合軍の占領下にあり、將來は國際委任管理國家、委任統治というやうな何らかの形態をとられる状態に入るであらうということが想像されるのでありまして、その場合、その連合國の或いは管理國の要請或いは陣營、艦船、兵器、彈藥、飛行機、飛行場、汽車、電車、鐵道、電線というものが、軍用に供するものが沢山ある筈でありまして、それを日本國人が破壊し、若しくは使用すること能はざるに至らした者は、死刑又は無期懲役に処すということが必要であらうと思ひます。ところが、占領軍或いは管理國のものを毀した者は、日本國では処罰ができないというやうな感を抱かせるのでありまして、管理國或いは占領連合國のものを毀して、日本の法律でこれを処断するといふ法律を作つて置くことが日本國として、法治國として、正しいのであると思ひます。

それから八十四條も削られてゐるので申し上げたいと思つております。八十四條は、旧法は「帝國ノ軍用ニ供セサル兵器、彈藥其他直接ニ戰闘ノ用ニ供ス可キ物ヲ敵國ニ交付シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處ス」という項目を全く削つてありますので、それは信託管理國或いは占領連合國等の軍用に供せられる兵器、彈藥、その他直接戰闘の用に供すべきものを敵國に交付したる者は、無期又は三年以上の懲役に処すといふことにした方がよいと思ひます。それは、御承知の通り、今連合國は占領してあります。日本の警察又は警察協力補助員といふものに對しては、相當連合國が占領してゐるところの兵器を日本人に管理させておけるのでありまして、その例は牧草に暇ない程あるのであります。一例を申し上げましたならば、關東地区に満洲から駐屯した何千台かの戰車隊があつたのでありまして、その戰車の大部分が現在埼玉縣にも現存してゐるのであります。占領當初は、占領軍が参りまして、それを監視してありましたが、けれども、お引揚げになり、御移動になりました。現在には特に埼玉縣北埼玉郡志多見村の元佐部隊の戰車は、警察の依頼によりまして、民間の青年團がこれを管理いたしてゐるのであります。そこに沢山の子供が遊びに来て、或いは青年が遊びに来ておりました。殆ど警備は形式だけの警備でありまして、そうした戰車の部品を取外し、又戰車の機密を知り、いろいろその戰車の連合國の所有に屬してありますものを紛失する、盗むといふ危険が非常に多いのでございまして、その被害にあつた場合には、日本國の法律でこれを処断するのが當然でありまして、一々そうした被害があつた場合に連合國軍の軍事裁判に廻すといふことは、立法國の建前でないと思ひます。第八十四條には申し上げた通りの條項を入れて貰ひたいと思ひますのであります。政府の御意見をお伺いいたします。

それから八十五條も全く削られておきます。これも又削らないで加えて貰ひたい條項を申し上げます。八十五條は「敵國ノ爲メニ間諜ヲ爲シ又ハ敵國ノ間諜ヲ補助シタル者ハ死刑又ハ無期若クハ五年以上ノ懲役ニ處ス軍用上ノ機密ヲ敵國ニ漏洩シタル者亦同シ」と書いてありますが、日本國信託管理國、或いは占領連合國が今後できるのでありまして、相當長期間に亘つてあるものでありますから、この日本を含む國際信託管理國又は占領連合國に不利な間諜をなし、又はこれらのことを敵國に機密を教えた者は、死刑又は無期若しくは五年以上の懲役に処すといふことをお入れ頂いた方が、立法國としてよろしいのではないと思ひますが、お伺いいたします。

又、八十六條も削られておきます。八十六條の旧法は、前五條に記載した以外ノ方法ヲ以テ敵國ニ軍用上ノ利益ヲ與ヘ又ハ帝國ノ軍用上ノ利益ヲ害シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス」といふ項目であります。日本において駐屯してありますところの國際信託連合管理國の軍隊又は占領連合軍と申しますか、その軍隊に對しまして、前五條に記載した以外の方法を以て、敵國に軍用上の利益を與へ、敵國といふのは國際管理國に入つていない國を指すのであります。又、おりましたも脱退をして戰爭をやつた場合の敵國であります。その敵國に利益を與へた者は五年以上の有期懲役に処すといふことをお入れ頂いた方がよいと思ひますけれども、政府當局の御意見をお伺いいたします。

○政府委員(國泉義典) 只今御質問の第八十三條乃至第八十六條削除につきましての御説明を伺ひましたが、第八十三條乃至第八十六條を削除いたしましたのは、憲法に規定されました戰爭放棄の第九條の規定の趣旨に従ひまして、日本の軍備のあることを前提としたし、或いは戰爭を前提としたし、したものは、これらの條項であらうと考へましたので、これを削除いたしました次第でございまして、尙、第八十三條削除によりまして、只今御質問のやうな趣旨にこれを生かすといふ点になりますと、その問題につきましては、將來の條約によつて決まるべき問題と考へておりますので、この際は八十三條はそのまゝ削つた方がよろしいとかやうに考へた次第でございまして、尙八十三條八十四條同様でございしますが、この八十四條の点につきましては、現在我が國に連駐しおられますところの連合國軍、或いは將來我が國に駐屯するかも知れないところの外國軍隊に關しましては、やはり條約によつて將來の問題は決めるべきことと存じますが、現在におきましては、占領目的違反罪といふ法律が現に出しておりますし、その他各種の法令が出ております。占領軍の安全と占領目的に有害な行爲につきましては、処罰規定が相當出來ておると思ひます。更に八十五條につきましては、間諜といふ問題は、やはり武力行使を前提としての規定であらうと考へますので、これも憲法の趣旨に従つて削除するのが妥當と考へて削除したのであります。八十六條も同様の趣旨でございまして、將來條約によつて決定するべきものは後に條約で決められることと存する次第であります。

○大野幸一君 八十一條の方は死刑一つにしてゐるのですが、通謀してやつた場合に、いろいろ首謀者と首謀者にあらずる人といふ／＼あるだらうと思ひます。非常に重大なる犯罪ではあるけれども、こういう場合はやはり一

つの國事犯に属するのである、政治犯の部類に属すると思ふのでありますから、死刑だけにしたということではどうかと思ふので、その他の選別刑を考慮されなかつたでしょうか。又死刑だけにしたのについては、何か御議論があつたのか、お伺ひいたします。

○政府委員(國會議員) その点につきましては、現行の第八十一條が「外國ニ通謀シテ帝國ニ對シテ戦端ヲ開カシメ又ハ敵國ニ與シテ帝國ニ抗敵シタル者ハ死刑ニ處ス」、これが死刑の一つになつておるのに對照いたしました、改正法の八十一條におきましても死刑にいたしましたのでございまして、日本が戦争を放棄いたし、軍備を一切放棄いたしました場合におきまして、外國を誘發せしめまして、日本國に對して武力を行使するといふことは非常に重大なことであらうと思ふので、現行法の八十一條の趣旨を活かしまして、そのまま死刑だけに止めた次第でございまして。

○委員(伊藤修善) 御質問ありませう。……では、第四章「國交ニ關スル罪」につきまして、九十條乃至九十四條までについて御質問を願ひます。

○委員(伊藤修善) 御質問ありませう。……では、第四章「國交ニ關スル罪」につきまして、九十條乃至九十四條までについて御質問を願ひます。

○政府委員(國會議員) 御尤な御質問と存するのですが、九十條、九十一條を削除いたしましたのは、先に御説明申し上げました「皇室ニ對スル

罪」を削除いたしました關係上、これらのものを削除いたしましたとしても、他の一般の條文の規定によりまして、外國使節の特權である治外法權、或いは外國元首の不可侵權等の保護に欠けるところはないではないかといふことを、九十條、九十一條の「皇室ニ對スル罪」を削除いたしました關係上削除いたしましたので、九十二條は、これは外國がその國の權威を象徵するものとして掲げられた國旗、そのものに對しますところの損壞、除去或いは汚損といふ行爲であります。これはやはり外國との間の國交を維持して行く上において、かような規定があつた方がいゝのではないか、かように考えまして、この規定はそのまま存置いたした次第でございまして。

○小川友三君 第九十條、第九十一條の削除に對しまして、政府に御質問したいと思ひます。これは日本人といふ特異な存在は二千六百年の傳統を有して、金匱無欠といふ國體に生まれたといふやうな、非常に自尊心的虚譽な教育をされて來たもので、この日本人が一番偉いのだといふ考えが未だに拭い去れない人が未だ幾らかあるのではありません。そこで、この九十條は、日本に滞在する外國の君主又は大統領に對し、暴行又は脅迫を加えた者は一齊に死刑に処す、という工合にして、外國に敬意を表するといふことが、私はそのくらいに他の國を敬うといふことで、罪にした方がいゝと思ふのであります。そして外交交渉を有利にして、日本はこのくらいにして教うといふことが一番必要であると思ふのであります。勿論九十一條も帝國に派遣せられたる外國の使節に對し、暴行、脅

迫を加えた場合には死刑に処すといふ條項を入れて、大いに外國を尊敬するといふことを入れたいと思ひますが、政府の所信を伺ひたいと思ひます。

○政府委員(國會議員) 只今九十條につきまして、外國の元首、君主、大統領並に外國の使節等に對しますところの殺害その他の行爲に對しまして、非常に苛酷な死刑を以て處なう方がよろしいではないかといふ御質問でございまして、第四章の規定は、我が國に滞在するところの外國の君主又は大統領、或いは外國の使節、これらの者が國國際法上、外交使節の特權として、治外法權と並んで不可侵權が確立されておりますので、これに準じまして、外國に滞在するところの元首の不可侵權も認められておる。この原則に對しまして、これを國際法上嚴肅に履行して行く上におきまして、日本國民がその原則を守りますために、破らなうやうに刑法上規定を設けまして、他國間の國交の紛擾を來さないやうにいたしましたのであります。外國の立法例等におきまして、主として輕微なる犯罪、例へば暴行、脅迫、侮辱などに

つきまして、「國交ニ關スル罪」という規定を設けております。これらの元首或いは外國使節に對する殺人等は、各國ともこれを一般の規定に譲つておるのであります。輕微な暴行、脅迫或いは侮辱などが、往々にして國交に對して惡影響を與える場合がありま

るのであります。その保護を厚くしておるに過ぎないのでありますから、この「國交ニ關スル罪」の條章の趣旨から申しましても、死刑一つでこれに當るといふことは、政府としては考えていないのでございまして。その点御了承願ひたいと思ひます。

○委員(伊藤修善) 他に御質問ありませんか。

○松村眞一郎君 「國交ニ關スル罪」の九十條、九十一條を廢止したといふのは、「皇室ニ對スル罪」を廢止した權衡から衡した、こういう御説明のようには伺ひましたが、さうでありますか。

○政府委員(國會議員) 大体さうであります。

○松村眞一郎君 そういたしますと、そういう關係に問題を置かないで、その規定を單獨に考えた場合はどうなるか。別に國外と國內といふことなく、凡そ「國交ニ關スル罪」といふことを單獨に考えた場合に、これを獨立性をもつて存置するといふ頭はないのですか。

○政府委員(國會議員) 皇室に對します罪と、關係をせずして考慮した場合には、どうかといふ御質問でございまして、只今「皇室ニ對スル罪」を削除した關係上、九十條、九十一條を大体に

おいて、その趣旨に従つて削除したといふやうに御質問申し上げましたが、やはり基調をいたしましては、皇室、天皇、皇族は、法の前に平等であるといふ憲法十四條の規定に従ひまして、削除いたしましたのでございまして。この九十條、九十一條につきましても同様個人の身体、名譽等に對します保護規定であるといふ趣旨を十分に持つておりますが、その趣旨におきまして、両方相關聯して削除したのでござい

ます。若し「皇室ニ對スル罪」をそのまま無關係に考えますならば九十條九十一條は廢て削除しなくともいいのではないかと私自身は考えております。

○松村眞一郎君 そうして、それを更に分けて、暴行、脅迫といふものと侮辱とかいふものとを小分けするといふお考えもないのですか。例へば暴行に對するものは廢めても、侮辱だけを殘して置くといふやうな、さういふ小刻みの御考慮はなかつたのですか。

○政府委員(國會議員) さういふ考えはございせん。

○宮城タマヨ君 ちよつと速記を止め

○委員(伊藤修善) 速記を止め

○委員(伊藤修善) 速記を始めて。……

○委員(伊藤修善) 速記を始めて。……

○委員(伊藤修善) 速記を始めて。……

昭和二十二年九月八日印刷

昭和二十二年九月九日發行

參議院事務局

印刷者 印刷局